

原子力施設等におけるトピックス
(令和2年1月13日～1月19日)

令和2年1月22日
原子力規制庁

○令和2年1月13日～1月19日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月15日	四国電力株式会社	伊方発電所	3号機 原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がりについて	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年1月13日～1月19日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

Press Release

令和2年1月15日

報道関係各位

四国電力株式会社伊方発電所3号機における
原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の
制御棒引き上がりについて報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（令和2年1月15日）、四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）から、第15回定期検査のため停止中の伊方発電所3号機において、1月12日に制御棒クラスタ1体が、吊り上げ作業をしていた原子炉容器の上部炉心構造物とともに引き上げられていたことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく報告事象として判断した旨の報告がありました。

記

1. 四国電力からの報告内容

本日（1月15日）、四国電力から、第15回定期検査のため停止中の伊方発電所3号機において、1月12日に制御棒クラスタ（1）1体が、吊り上げ作業をしていた原子炉容器の上部炉心構造物（2）とともに引き上げられていたことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく報告事象として判断した旨の報告がありました。

四国電力から受けた報告の概要は別紙のとおりです。

- 1 24本の制御棒をまとめたもの。伊方発電所3号機には全48体。
- 2 原子炉容器内の構造物のうち上部を構成する一体化構造物であり、上部炉心支持板、上部炉心板、上部炉心支持柱、制御棒クラスタ案内管等から構成される。

2. 原子力規制委員会の対応

本件に係る報告を受けて、現地の原子力運転検査官が現場で環境への影響がないこと、未臨界が維持されていることを確認しています。

今後、四国電力が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

担当 原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室
室長 村田 真一
担当 笠原

電話：03 - 3581 - 3352（代表）
03 - 5114 - 2121（直通）

四国電力からの報告の概要
(15日10時00分までに受けたもの)

伊方発電所3号機は第15回定期検査中、原子炉容器の上部炉心構造物を吊り上げていたところ、1月12日13時20分、制御棒クラスタ1体が、上部炉心構造物とともに燃料体付近まで引き上げられていることを保修員が確認。

このため、本日(1月15日)9時00分、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第13号に定める、引抜きの操作を行っていない制御棒が当初の管理位置から他の管理位置に移動したときに該当すると判断。

なお、上部炉心構造物については、1月12日18時41分に作業開始前の状態に戻し、上部炉心構造物から制御棒クラスタが切り離されていることを確認した。その後、再度上部炉心構造物を吊り上げ、1月13日10時34分に原子炉容器からの取り外しを完了した。その際、制御棒クラスタが引き上げられていないことも確認した。また、1月13日21時00分から燃料取り出し作業を開始している。

今後、詳細な調査を実施する。

本事象による環境への影響はなく、また、燃料のある原子炉容器内は1次冷却材をほう素濃度で管理しており、制御棒の有無にかかわらず未臨界は維持されている。